## 制限を超える用途の建築について (建築基準法第48条に基づく特例用途許可)

建築基準法(以下「法」という。)第48条では、用途地域によって建築できる用途が定められています。その制限を超える用途の建築物を建てようとする場合、許可が必要であり、特定行政庁(世田谷区長)が良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない等と認めたものについては建築可能となります。

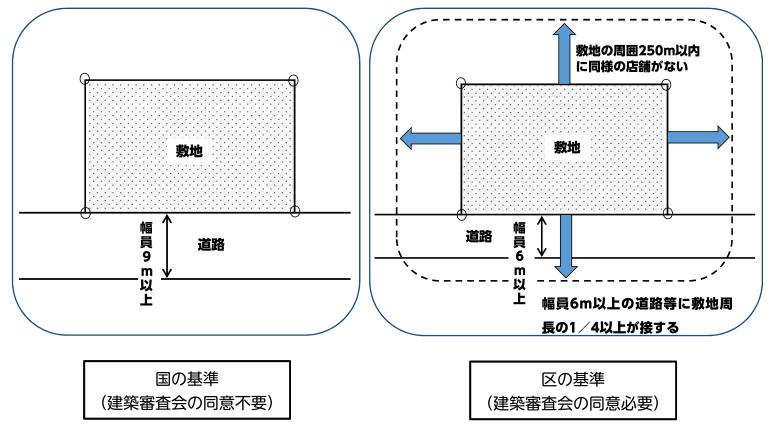
## コンビニエンスストア等の許可について

世田谷区では令和元年に『世田谷区コンビニエンスストア設置許可基準』を策定し、それに基づいて許可を行っております(ホームページ参照)。

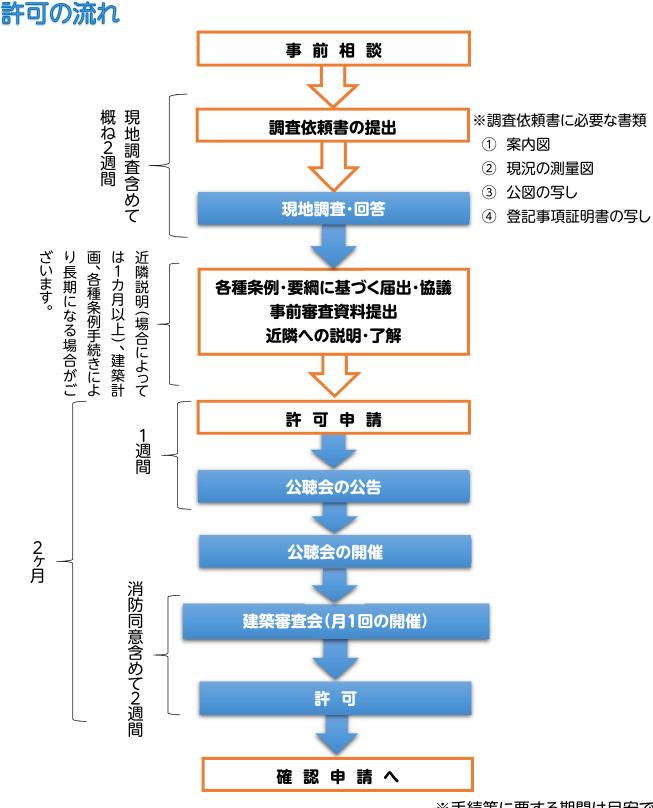


<u>敷地や建築物等の条件については、建築調整課許可・認定担当までご相談ください。</u>

## 以下に、敷地に係る一部の基準をお示しします。



※立地環境・施設の規模、騒音対策等、臭気、夜間照明等、景観等への配慮、道路交通、安全対策、その他 についても基準があります。(ホームページ参照)



※手続等に要する期間は目安です。

## ● その他の用途の許可基準はあるか

国の基準や技術的助言等に基づき、区で基準等を定めているもの(自動車修理工場、ドライクリーニング工場 等)がありますので、ご計画の前にご相談ください。

